雨水貯留施設(雨水タンク)の 設置を支援します

雨水貯留施設設置補助金のご案内

養父市では、各ご家庭などで雨水貯留施設(雨水タンク)を設置していただくことによって、豪雨時の雨水流出の抑制、有効利用に寄与することを目的として、養父市内を対象に助成制度を実施します。

〇雨水貯留施設(雨水タンク)とは

雨どいに分岐継手を取り付けて、屋根に降った雨を雨どいから雨水貯留槽(タンク)に貯める施設を言います。屋根に降った雨水を貯留槽に貯めることで、浸水被害を軽減できます。

貯めた雨水は庭や植木の散水等に利用でき、 水道代の節約になります。

一人ひとりが雨水を貯めて、みんなで浸水 を防ぎましょう。



〇補助金対象と補助金額

補助金の 交付対象	1.養父市内に住所を有し、かつ居住する住宅(一戸建てに限る) 2.養父市内に存ずる事業所 3.養父市内にある、区が維持管理する集会施設等
補助対象 経費	貯水量が100リットル以上の雨水貯留施設の購入及び設置に 要する費用 ※1戸・事業所・施設につき、1基とします。
補助金額	補助対象経費に対し、3分の2に相当する額 ※限度額は50,000円となります。 ※1,000円未満の端数金額は切捨てとなります。

雨水貯留施設 3つの効果

1.治水対策

屋根に降った雨を貯留タンクに一時的に貯めることで、水路や側溝などに一挙に流れ出る雨水の量を減らすことができ、浸水被害を減らすことに繋がります。 大雨の前には、タンクを空にしてください。 大雨の時、水路や側 溝の負担が軽くな ります。





晴れた日に雨水 で水やりができ ます。

2.雨水の有効活用

貯留タンクに貯めた雨水は、庭や草木の散水 など雑用水として、有効利用できます。

3.防災対策

貯留タンクに貯めた雨水は、突然の災害などで水道が止まってしまった時、災害時の消火用や、トイレ用水などの生活用水として利用できます。

雨水は 1/3 程度、地震等の災害時の非常用水として残しておくと便利です!!



助成金を受けるまでの手続き

補助金の交付手続きは、以下の流れで行います。必要な書類を記入・用意の上、 養父地域局 土地利用未来課の窓口に提出してください。

制度内容の確認



交付の申請を行ってください。

※必ず、雨水貯留施設設置工事前に提出してください。



審査して、補助金の交付の可否の決定と通知を行います。

設置工事の実施 工事完了報告・補助金の請求



 \Leftarrow

審査(必要に応じて、現地確認を行うこともあります。)

補助金の交付

問合せ先

養父市 土地利用未来課 養父市広谷 250-1

Tel: 079-664-1410

申請等のご相談も承 りますので、お気軽に お問合せください。

